

第 5 回 農業委員会議事録

1. 開催の日時 令和 5 年 5 月 26 日（金）午後 12 時 15 分
2. 開催の場所 当麻町農林業合同事務所 2 階 第 1 会議室
3. 出席する資格を有する委員の総数 13 名
4. 出席委員（13 名）

1 番 佐々木康二	8 番 田中 信幸
3 番 藤中 敏彦	9 番 舟山 賢治
4 番 朴谷 和夫	10 番 福田はるみ
5 番 窪 郁夫	11 番 木下 和夫
6 番 杉山 央	12 番 太田 正人
7 番 荒川 敏幸	13 番 住田 哲也
5. 欠席委員（0 名）

2 番 高橋 裕一
-----------
6. 議事日程

日程第 1	議案第 21 号	農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について
日程第 2	議案第 22 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について
日程第 3	議案第 23 号	農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
日程第 4	議案第 24 号	土地の現況証明書の交付について
日程第 5	議案第 25 号	農業委員会の最適化活動の点検・評価について
		その他
7. 農業委員会事務局職員

事務局長	坂本 好信
事務局主任	福屋 翔太
8. 会議の概要 開会 午後 12 時 18 分

局長： 出席予定のみなさんがお揃いになりましたので、ご起立願います。礼。

全員： よろしく願います。

議長： それでは只今より、令和5年第5回当麻町農業委員会総会を開会いたします。

お昼休みというとても忙しい中、委員の皆さん、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。まだ何人か田植えが残っている方がおられると思いますが、いつも5月はお昼休みを利用して開催していますので、何卒お許しをいただきたいと思ひますし、例年田植えも早くなっている気がしますし、4月は天気が良くなかったのに、5月は急に高温でまた風も強く、体がついていかないようなそんな毎日かと思ひます。

田植えが終わってもそれぞれ畑やハウスなどの定植・管理作業が忙しいと思ひますけども、引き続きよろしく願ひしたいと思ひますし、実は来週29日、30日に農業委員会の全国大会がありまして、今回佐々木代理が29日に出発して、2泊3日という事で行っていただくことになっております。代理、よろしく願ひいたします。

本日の会議録署名委員は、議席9番、舟山委員、議席10番、福田委員に願ひいたします。

議席2番、高橋委員より欠席の連絡がありました。只今の出席委員は12名で、定足数であります。

なお、田植え作業等を考慮し、総会をお昼休み時間に開催いたしますので、関係機関の皆様につきましては、今回の総会はお休みいただいております。ご理解を願ひいたします。

それでは事務局長より本日の議事日程について説明を願ひします。

局長： はい。1ページをご覧ください。本日の議事日程は、日程第1、「議案第21号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」2件、日程第2、「議案第22号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について」2件、所有権移転が2件でございます。日程第3、「議案第23号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」3件、新規が2件、継続の使用貸借が1件でございます。日程第4、「議案第24号、土地の現況証明書の交付について」2件、日程第5、「議案第25号、農業委員会の最適化活動の点検・評価について」及び「その他」でございます。

以上、よろしくご審議願います。

議長： それでは審議に入ります。2ページをご覧ください。

日程第1、「議案第21号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」審議をいたします。事務局より説明を願ひします。

主任： はい。議案第21号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、次のとおり、農地の使用貸借及び貸借の合意解約通知があったので審議を求める。令和5年5月26日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号1、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、〇〇〇〇番〇が田、〇〇〇〇番〇の

内、外〇筆が畑、面積合計、〇〇〇〇㎡、農地法第 3 条による売買のための解約でございます。

番号 2、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて田、面積合計、〇〇〇〇㎡、農用地利用集積計画による再契約のための解約でございます。この件につきましては、今年〇月の農業委員会総会において、〇〇さんが新規就農をするために、〇〇さんの農地を農地法第 3 条により賃貸借いたしました。〇〇さんが生前贈与を受けている農地であったため、第 3 者に賃貸する場合は、農用地利用集積計画で賃貸借契約を行う必要がある事がわかりました。しかし、〇〇さんが農用地利用集積計画を利用するためには、認定新規就農者の認定を受ける必要がありますが、〇月の農業委員会総会までに認定が受けられなかったため、農地法第 3 条により賃貸借をしておりました。〇〇さんについては、〇月〇日付で認定新規就農者の認定を受けましたので、新たに農用地利用集積計画で賃貸借を行うための解約でございます。

以上 2 件につきましては、合意解約成立日から 6 ヶ月以内に対象農地が引き渡しとなっておりますので、解約が成立していると考えられます。以上です。

議長： 只今、事務局より議案第 21 号について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 21 号、「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい。賛成全員であります。議案第 21 号については原案のとおり決定をいたします。続きまして、3 ページの日程第 2、議案第 22 号、「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について」審議をいたします。まず、所有権移転ですが、関連がありますので番号 1、番号 2 について一括審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

主任： はい。議案第 22 号、農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について、次のとおり、農地の権利の移転について許可申請があったので審議を求めます。令和 5 年 5 月 26 日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号 1、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、買主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、〇〇〇〇番〇が田、〇〇〇〇番〇、外〇筆が畑、面積合計、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、作付、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は売買でございます。

番号 2、売主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番〇〇〇〇番〇、地目、田、面積、〇〇〇〇㎡、水張、〇〇〇〇 a、経営面積、〇〇〇〇㎡、うち借入面積、〇〇〇〇㎡、申請理由は売買でございます。申請箇所は、〇〇〇〇、議案〇ペ

ージ、○番及び○番の図面箇所、○○○○に面する、○○○○さんご自宅周辺の農地でございます。今回、売主の申し入れに対し、買主が合意した事により、農地法第3条による売買の申請をするものでございます。

○○○○さんは、現在○歳で、就農から○年が経過し、権利取得後においても、すべての農地を利用し、機械、労働、技術、地域との関係を見ても問題なく、許可要件を満たしているものと考えます。なお、別にお配りしております、農地法第3条調査書を後刻ご覧願います。以上です。

議長： 只今、事務局より、所有権移転の番号1、番号2について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第22号、番号1、番号2について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい。賛成全員であります。議案第22号、番号1、番号2については原案のとおり決定をいたします。続きまして、5ページの日程第3、議案第23号、「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」審議をいたします。まず、利用権設定の新規について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

主任： はい。議案第23号、農業経営基盤強化促進法に基づく計画について、次のとおり、農用地利用集積計画（第5回）の決定について審議を求める。令和5年5月26日提出、当麻町農業委員会会長名。

利用権設定の新規、番号1、貸主、○○○○、○○○○、借主、○○○○、○○○○、地番、○○○○番○、外○筆、計○筆、地目、すべて田、面積合計、○○○○㎡、水張、○○○○a、経営面積、○○○○㎡、うち借入面積、○○○○㎡、申請理由は高齢のため、契約期間は○年でございます。圃場は、○○○○、議案○ページ、○番の図面箇所でございます。

番号2、貸主、○○○○、○○○○、借主、○○○○、○○○○、地番、○○○○番○、外○筆、計○筆、地目、すべて田、面積合計、○○○○㎡、水張、○○○○a、経営面積、○○○○㎡、うち借入面積、○○○○㎡、申請理由は相手方の要望、契約期間は○年でございます。圃場は、○○○○、議案○ページ、○番の図面箇所でございます。以上です。

議長： 只今、事務局より、利用権設定の新規について説明がありました。この件について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第23号、利用権設定の新規について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい。賛成全員であります。議案第 23 号、利用権設定の新規については原案のとおり決定をいたします。  
続きまして、6 ページの利用権設定の継続について審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

主任： はい。利用権設定の継続でございますが、継続案件のため、経営面積、うち借入面積、申請理由につきましては、説明を省略させていただきます。  
番号 3、貸主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、借主、〇〇〇〇、〇〇〇〇、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、計〇筆、地目、すべて畑、面積合計、〇〇〇〇㎡、作付、〇〇〇〇 a。 以上です。

議長： 只今、事務局より、利用権設定の継続、番号 3 について説明がありました。この件について、委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 23 号、番号 3 について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい。賛成全員であります。議案第 23 号、利用権設定の継続については原案のとおり決定をいたします。  
続きまして、9 ページ、日程第 4、議案第 24 号、「土地の現況証明書の交付について」審議をいたします。まず、番号 1 について事務局より説明をお願いします。

主任： はい。議案第 24 号、土地の現況証明書の交付について、次のとおり、土地の現況証明の願いがあったので審議を求める。令和 5 年 5 月 26 日提出、当麻町農業委員会会長名。

番号 1、地番、〇〇〇〇番〇、外〇筆、登記地目、〇〇〇〇番〇、外〇筆が畑、〇〇〇〇番〇が田、利用状況、農地以外、面積合計、〇〇〇〇㎡、申請人氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、所有者氏名、〇〇〇〇、〇〇〇〇、願出理由、地目変更登記のためであります。現地確認は、4 月 26 日、朴谷委員と窪委員が行っております。願出のありました土地は、〇〇〇〇、議案〇ページ〇番の図面箇所、〇〇〇〇と〇〇〇〇の交差点付近に位置しております。以前は所有者であります〇〇さんのご自宅がありましたが、〇〇〇〇年に〇〇〇〇へ転出する際に植林をしており、現在は山林化しています。また、一部の農地で〇〇〇〇年まで野菜を作っておりましたが、高齢化に伴い管理ができず荒廃してることから、農地としての復元は困難でありますので、農地以外と判断いたしました。 以上です。

議長： 只今、事務局より、議案第 24 号の番号 1 について説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 24 号、番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい。賛成全員であります。番号 1 については、原案のとおり決定いたしましたので、現況証明書の交付をいたします。続きまして、番号 2 について事務局より説明をお願いします。

主任： はい。番号 2、地番、〇〇〇〇番〇、登記地目、田、利用状況、農地以外、面積、〇〇〇〇㎡、申請人氏名、所有者氏名とも〇〇〇〇、〇〇〇〇、願出理由、地目変更登記のためであります。現地確認は、5 月 19 日、荒川委員と木下委員が行っております。願出のありました土地は、〇〇〇〇、議案〇ページ〇番の図面箇所、〇〇〇〇の向かい側に位置しております。当該地は、隣接地に住宅が建ち宅地化が進んでいる状況で、長年、農地としては利用されておらず、復元は困難でありますので、農地以外と判断いたしました。以上です。

議長： 只今、事務局より、議案第 24 号、番号 2 について、説明がありました。この件について委員の皆さんから何かご質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 24 号、番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

委員：【全員挙手】

議長： はい。賛成全員であります。番号 2 については、原案のとおり決定いたしましたので、現況証明書の交付をいたします。続きまして、12 ページ、日程第 5、議案第 25 号、「農業委員会活動の点検・評価について」審議をいたします。事務局より説明をお願いします。

主任： はい。議案第 25 号、農業委員会活動の点検・評価について、農業委員会等に関する法律第 37 条の規定による農業委員会活動の点検・評価について審議を求める。令和 5 年 5 月 27 日提出、当麻町農業委員会会長名、別とじでお配りしております、別紙 1 により、ご説明をさせていただきます。

本件につきましては、平成 28 年 4 月改正の農業委員会法に基づき、農業委員会の業務の執行状況に関する情報公開を目的として、法制化されたものであります。従前より、当麻町農業委員会においては、活動内容について事務局で決裁を行い、町ホームページに公表しておりましたが、法制化により、平成 29 年より総会議案としてご審議いただいております。この内容で決定をいただきましたならば、町ホームページに公開するとともに、全国農業会議所のホームページにおいても公表することとなっておりますので、よろし

くお願い申し上げます。

それでは別紙 1、令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況  
その他事務の実施状況の公表（案）について、ご説明いたします。Ⅰ、農業  
委員会の状況の 1 番の農業委員会の現状の体制では、現在の体制について記  
載しております。農業委員定数、実数とも 13 名でございます。2 番の農家・  
農地等の概要では、農林水産省がまとめております「農林業センサス」等に  
基づき記入することとなっております。

2 ページをご覧ください。Ⅱ、最適化活動の実施状況、1、最適化活動の  
成果目標では、(1) 農地の集積、(2) 遊休農地の発生防止・解消、(3) 新  
規参入の促進について記載しております。農地の集積では、目標の集積率  
93.5%に対し、96.1%となり、「農業委員が担い手への利用調整やあっせん調  
整を実施できた結果、目標集積率を上回ることができた。」と評価いたしまし  
た。

遊休農地の発生防止・解消では、遊休農地 11ha を確認しており、既存遊  
休農地の解消として、その 11ha を解消を目標としておりましたが、相続放  
棄された農地であることから、解消には至っておりません。しかし、「日頃か  
ら農地パトロールを行っているため、新たな耕作放棄地の発生防止に繋がっ  
ている。」と評価いたしました。

新規参入の促進では、目標面積は、過去 3 年度の権利移動面積の平均の 1  
割以上とされているため 53.4ha としておりましたが、実績はありませんで  
した。「就農相談は毎年数件ありますが、新規参入者に紹介できる農地がない  
のが現状であります。関係機関と連携を図りながら新規参入について取り組  
んでいきたい。」と考えております。

続きまして、4 ページ中段の 2、最適化活動の活動目標については、記載の  
とおり実施できたと判断しておりますが、5 ページ (3) 新規参入相談会へ  
の参加については、コロナ禍等の影響もあり参加はしておりませんが、「目標  
に対して期待通りの結果が得られた。」と評価いたしました。

6 ページにつきましては、事務の実施状況について記載しております。

以上、令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務  
の実施状況の公表（案）として、ご審議いただきますようご提案いたします。  
以上です。

議 長： 只今、議案第 25 号について事務局より説明がありました。法制化により、  
毎年度の活動目標を総会で決定し、公表することになっております。内容等  
について、委員の皆さんから何かご意見、ご質問等はありませんか。

委 員：「ありません。」

議 長： 無いようですので、採決をいたします。議案第 25 号、「農業委員会の最  
適化活動の点検・評価について」原案のとおり決定することに賛成の委員の  
挙手をお願いします。

委 員：【全員挙手】

議 長： はい。賛成全員であります。議案第 25 号については原案のとおり決定をい  
たします。

本日の総会に提出された議案は以上であります。全体の審議をとおして委員の皆さんから何か質問等はございませんか。

委員：「ありません。」

議長： 本日は関係機関の皆様が出席されておられませんので、事務局より連絡事項がありましたらお願いします。

局長：【事務連絡】

議長： それでは、次回、令和 5 年 6 月の農業委員会総会の日程ではありますが、只今、事務局からも説明がありましたとおり、昨年度、許可しました転用農地の現地確認を総会前に行いますので、6 月 27 日、火曜日、午後 1 時までに集合していただき、総会は現地確認終了後の午後 2 時からの予定といたします。お忙しい時期ではありますが、日程の調整をよろしく願いいたします。  
これをもちまして、本日の総会を閉会します。

局長： ご起立願います。礼。

全員： ご苦労さまでした。

【閉会 午後 12 時 45 分】